

平成22年度
「戦略的国際標準化推進事業
(標準化研究開発、標準化先導研究)」
公募要領

公募受付締切日
平成22年7月15日(木)

【ご注意】

本事業への申請には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行っていただくとともに、申請内容の基本情報(応募基本情報)をe-Radへ申請することが必要です。

申請者は申請時までにe-Radへ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録しておき、申請に際しNEDOに申請書類をご提出いただくとともに申請内容の基本情報(応募基本情報)をe-Radへ申請する必要があります。

所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施してください。詳細はe-Radポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Radヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

e-Rad ポータルサイト [Hhttp://www.e-rad.go.jp/H](http://www.e-rad.go.jp/H)

e-Rad 利用可能時間帯： 6:00~26:00 [(月)~(金)]、18:00~26:00(日)

(土曜日は運用停止。祝祭日は、上記のとおり利用可能)

e-Rad ヘルプデスク： Tel:0120-066-877 (9:30~17:30 ただし土、日、祝を除く)

<重要> e-Radによる申請手続きを行わないと、本事業への申請が出来ませんので、ご注意ください。

平成22年6月

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

研究開発推進部

**平成22年度「戦略的国際標準化推進事業」
(標準化研究開発、標準化先導研究)に係る委託先の募集について**
〈公募要領〉
(平成22年6月16日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、「戦略的国際標準化推進事業」のうち標準化研究開発及び標準化先導研究（以下「本事業」という。）を課題設定型の委託事業として実施します。そのため、研究開発等を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

なお、事業終了後は、作成した国際標準案を国際標準化機関に提案する等、規格制定（又は改正）まで、自主的な活動を進めていただきます。

また、当該標準案が規格等として制定（又は改正）された後においても、技術動向・市場動向等を踏まえつつ、当該規格等が最適な技術的内容を維持するよう、適正な維持管理を行っていただきます。

▼お問い合わせ先はこちら<下記の10.お問合せにリンク>

記

1. 事業概要

(1) 目的

今後、市場のグローバル化が進む中、我が国の産業競争力を維持・強化していくためには、研究開発成果の国際市場での更なる普及を目指す必要があります。一方で、WTO/TBT協定や国際市場における認証制度の影響力増加、ボーダレスなネットワーク等により、国際市場における国際規格の役割・影響が大きくなってきており、国際規格との適合が国際市場獲得の必須要件となる場合もあります。こうした状況の中、研究開発成果を国際市場に繋げるためには、早期に国際標準化に着手し、他国に先駆けて国際規格を整備していく必要があります。本制度では、国際標準化に向けた研究開発等を実施することで、我が国の研究開発成果の国際市場での普及を図り、国内産業の国際競争力が強化されることを目的としています。

(2) 事業内容

本事業は、我が国の研究開発による成果を国際市場に普及してくために、国際標準化に向けた研究開発等を実施することで、研究開発成果を早期に上市し、国際市場の獲得に結びつけるための環境作りに寄与することを目標とし、以下の事業を実施します。

なお、本事業では、社会的ニーズ等を踏まえ、NEDOが設定した課題を公募において提示し、それらの解決策となる提案申請の中から優れたものを審査により採択し、委託により実施します。

平成22年度の本公募において対象とする課題は、【別紙】のとおりです。
また、このうち経済産業省が設定した特に重要な課題につきましては次のURLを参照して下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/conformity/newsttopics/100614_22fy_hyojyunkatyousa.pdf参照。

i. 標準化研究開発

国内で実施していた研究開発事業の成果を主として国際市場において普及させるために必要となる標準化事業のうち、まだ研究開発課題がありその解決のために研究開発を行う必要がある事業について、民間企業等からテーマを公募・選定し、委託して実施します。

ii. 標準化先導研究

国内で実施していた研究開発事業の成果を主として国際市場において普及させるために必要となる標準化事業のうち、まだ研究開発課題がありその解決のために研究開発を行う必要があつて、かつ、まずは国際標準化の可能性調査が必要な事業について、民間企業等からテーマを公募・選定し、委託して実施します。

(3) 委託要件

i. 委託対象事業者

委託事業者は、次の要件を満たす、複数又は単独で委託を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

2者以上の共同での実施による申請の場合は、代表となる事業者が申請者となります。また、申請時には、各事業者の役割分担を明確にさせていただく必要があります。なお、採択後の契約及び実施体制等については、別途協議させていただくことがあります。

委託事業者は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①委託事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有し、更に標準化に係る利害関係者との調整能力を有すること。
- ②原則として、日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる研究開発のための拠点を有し、委託事業終了後、標準化を主体的に実施する意志のある事業者であること。ただし、国外法人の特別の研究開発能力・研究施設等の活用、国際標準獲得等を目的に、必要な部分に関しては、国外法人との連携により実施をすることができる。
- ③申請者が事業の主要な部分を実施する申請内容となっていること。なお、特に再委託が必要となる合理的理由が認められない場合には、再委託を行うことはできない。
- ④委託事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤事業期間終了後も規格の制定、改正等の段階までフォローアップでき、また規格制定後も当該規格について改正提案を行う等適正な維持管理を行う能力を有すること。
- ⑥研究開発独立行政法人または研究開発を自ら行う公益法人等が応募する場合は、その提案するテーマの技術分野における研究開発能力の優位性を有することを申請書に明記すること。

なお、NEDOから提示された委託契約書（案）及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。

ii. 委託対象事業

委託事業として次の要件を満たすことが必要です。

- ① 申請内容が、【別紙】「課題」のいずれか一つに合致し、その「課題」の解決を可能とする事業を行うものであること。
- ② 事業期間内に国際標準案を提案する等の一定の成果を目標とし、その見通しを有すること。
- ③ 委託事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（申請書の添付資料1「事業内容等説明書」の「7.

期待される効果」中に記載してください。)

※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）

なお、当該委託事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力頂きますので宜しくお願い致します。また、追跡調査を踏まえた追跡評価にも御協力頂く場合がございます。

PDF 追跡調査・評価の概要（319KB）

iii. 委託対象費用

委託の対象となる費用は、「業務委託費積算基準」（下記URL参照）に定める経費項目のとおりです。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h22_1yakkan/gyomu/index.html

iv. 委託額、事業期間

① 標準化研究開発

NEDOの負担率： 100%（委託事業）

事業規模： 1億円／年を上限。

実施期間： 1年以内

② 標準化先導研究

NEDOの負担率： 100%（委託事業）

事業規模： 1千万円／年を上限。

実施期間： 1年以内

2. 予算

(1) 事業規模

平成22年度の事業規模

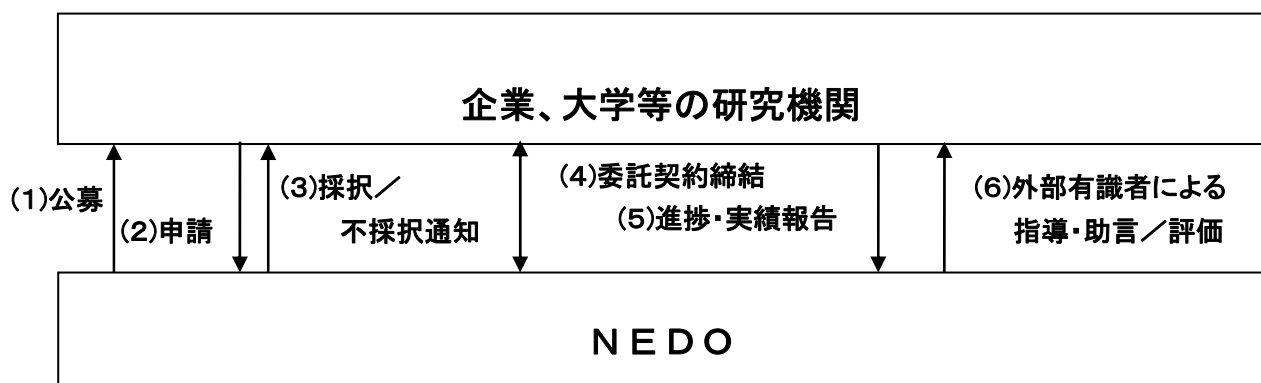
合計：約300百万円

(2) 採択予定件数

予算の範囲内で採択します。採択予定件数は決めておりません。

なお、委託費は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額することがあります。

3. 事業スキーム図



4. 実施方法

(1) 事業の公募について

i. 公募期間

募集の期間は、平成22年6月16日（水）から平成22年7月15日（木）までとします。（郵送、持参いずれの場合も、締め切り日17時00分までに必着のこと。）

期限までに着かなかった申請書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（申請書のフォーマットは変更しないでください）。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。なお、電子申請以外の申請書類の提出は必ず期限前に行う必要がある。

ii. 公募説明会の実施

- ① 本事業の内容、応募に当たっての具体的な手続き、提出いただく書類の記載方法等の説明会を次のとおり実施します。応募に当たっては公募説明会への出席は義務ではありません。

- ② 公募説明会の日時及び場所

日時： 平成22年6月29日（火）10時00分～11時30分

場所： NEDO日比谷オフィス

住所： 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル4F

電話： (03) 5510-2211

連絡先： 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

研究開発推進部 標準化・知財戦略グループ 山本、菅、小島、橋場

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

TEL： 044-520-5179

FAX： 044-520-5178

(2) 申請について

i. 申請書類について

申請者は、申請書（様式第 1 及び添付資料 1～3）一式（正 1 部及びその写し 9 部）並びに会社案内等（会社経歴の分かるもの）及び直近 3 年分の決算書類（**損益計算書、貸借対照表、製造原価明細表等の経理状況を示す書類**）を NEDO 事務局（研究開発推進部 [下記 iv 提出先]）まで提出してください。

提出された申請書を受理した場合は、申請書類受理票を申請者に通知します。

申請書(様式第 1 及び添付資料 1～3)及び記入上の注意事項は、NEDO ホームページ<<http://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

PDF 公募要領 (311KB)

PDF 申請書類 (433KB)

Word 申請書類 (268KB)

PDF 記入上の注意 (必ずお読みください) (59KB)

この方法で入手できない方は、A4 用紙が入る封筒に返信先の住所を記入し、270 円分の切手を貼った上、NEDO 事務局まで資料を請求してください。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却致しません。

ii. 申請に関する注意

2 者以上の共同での実施による申請の場合は、代表となる事業者が申請者となります。また、申請時には、各事業者の役割分担を明確にさせていただく必要があります。

iii. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

概略の手続きを以下の①～⑤に示します。

① 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad システム利用に当たっての事前準備

<<http://www.e-Rad.go.jp/shozoku/system/index.html>へリンク>

② 研究代表者（主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用は研究者番号（8 桁）の取得

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録しログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8 桁）、パスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください

所属研究機関用マニュアル(共通) 第 1.20 版

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>へリンク>

③ 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDO の公募ホームページからダウンロードが可能です。) 申請書類等を作成・準備します。

④ 応募基本情報の入力と申請

e-Rad のポータルサイトへログインし、研究代表者(業務管理者)が公募件名に対する応募基本情報を入力し、申請します。e-Rad 応募基本情報の詳細内容については、研究者用マニュアルを参照してください。

e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> ヘルプ>

研究者用マニュアル(共通)第1.20版

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> ヘルプ>

⑤ 応募方法

a. 郵送又は持参による応募

前記④で作成した e-Rad 応募基本情報は pdf ファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書(正)とともに NEDO へ提出してください。詳細は、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

b. e-Rad を利用した電子応募

前記 iv. で作成した e-Rad 応募基本情報に加えて、申請書及び添付書類を PDF ファイルとして登録し申請してください。詳細は、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

iv. 申請書類の提出期限及び提出先

本公募要領に従い申請書類を作成し、申請期間(平成22年6月16日(水)～平成22年7月15日(木)17:00まで)に郵送(宅配便等も含む)又は持参にてご提出ください。申請書類は日本語で記載してください。なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

提出期限: 平成22年7月15日(木)17:00必着(郵便・宅配便含む)

送付先: 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

研究開発推進部 標準化・知財戦略グループ

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー 20階

※郵送の場合は、封筒に戦略的国際標準化推進事業に係る提出書類在中と朱書きの上、郵送(提出)してください。

※持参の場合は16階総合案内にて受付を行い、案内に従ってください。

なお、受付は平日の10:00～17:00とさせていただきます。

(3) 委託先決定について

i. 委託先の決定方法

提出された申請書は、下記「5.審査について」に記載の審査方法により審査を行い、委託事業者を決定します。この場合、提案に係る事項に修正を加えて委託先を決定する場合があります。

ii. 採択結果の通知

採択された提案については、NEDO から申請者に通知します。非採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、平成22年9月を予定しています。

iii. 附帯条件

採択に当たって附帯条件がある場合（例：応募者が提案した再委託は認めない、他の機関との共同実施、再委託研究としての参加、研究者の派遣、契約形態等）は、通知文書に明記することがあります。

(4) 委託事業開始までの手続きについて

決定された委託事業者に対しては、事業説明会を開催しますので、参加してください。

(5) 採択結果の公表等について

採択された提案に関しては、申請者の氏名、提案テーマの名称及び事業の概要を NEDO のホームページで公表します。また下記の審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後に NEDO のホームページに公表します。

5. 審査について

(1) 審査方法

申請書に対して、外部の有識者による事前審査を行います。事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO より、申請書に示された「連絡先担当者」にご連絡いたします。

委託先の決定は、NEDO 内に設置した契約・助成審査委員会において、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。なお、委託先の選定は非公開で行われ、事前審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じないことになっておりますので予めご了承ください。また、提出された申請書等は返却いたしません。

(2) 審査事項

i. 事前審査の基準

事前審査においては、次の視点から審査します。

① 研究開発及び標準化の目標設定の妥当性

事業の目標が経済産業省の政策と合致しているか、目標達成に向けて十分な内容となっているか。

なお、経済産業省の政策については、同省が設定した課題を参照のこと。

http://www.meti.go.jp/policy/conformity/newsttopics/100614_22fy_hyojyunkatyousa.pdf参照。

② 研究開発及び標準化の方法、内容評価

a. 当該分野においてこれまでどのような取組がなされているか十分把握され、課題が明らかになっており、その課題解決に向けたアプローチが適切であるか。

b. 提案の方式・方法等、提案内容が優れているか。

c. 提案内容に実現可能性があるか。

③ 研究開発及び標準化の実績

a. 委託事業分野の研究開発に関する十分な知見や実績、技術力等を有しているか。

b. 委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。

④ 研究開発及び標準化事業の実施体制

a. 委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。

b. 当該標準化に係る国際標準案の作成・提案等、国際標準化活動を実施するために必要な能力や体制等を有しているか。

c. 規格案の作成に当たって、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約し合意形成が図れる調整能力を有しているか。

- d. 事業目標の確実な達成に向け、国からの委託事業終了後も国際規格の制定、改正等の段階までフォローアップできる能力や体制等を有しているか。
 - e. 事業実施体制において、共同研究開発者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めているか。
- ⑤ 事業の経済性
- 経済性が優れており、また提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

ii. NEDO内における委託予定先に関する選考基準

NEDO内においては、事前審査の結果を踏まえ、次の視点から審査します。

- ① 委託業務に関する申請書の内容が次の各号に適合しているか。
 - a. 開発等の目標がNEDOの意図と合致しているか。
 - b. 開発等の方法、内容等が優れているか。
 - c. 開発等の経済性が優れているか。
- ② 開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合しているか。
 - a. 関連分野の開発等に関する実績を有しているか。
 - b. 当該開発等を行う体制が整っているか（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。）。
 - c. 当該開発等に必要な設備を有しているか。
 - d. 経営基盤が確立しているか。
 - e. 当該開発等に必要な研究者等を有しているか。
 - f. 委託業務管理上機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか。

6. スケジュール

平成22年

公募期間： 6月16日～7月15日

公募説明会： 6月29日

審査期間： 7月下旬～9月上旬

委託先決定： 9月中旬

7. 秘密の保持

提出された申請書は、委託先の選定のみを使用します。

取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

8. 採択事業について

- (1) 申請内容の虚偽、委託費の重複受給等が判明した場合、委託決定後であっても当該決定を取り消し、委託費の返還を求めることがあります。
- (2) 研究活動の不正行為への対応

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html> ヘルリンク >

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

i. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

ii. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合

があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html> ヘルリンク >

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDO ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

i. 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

ii. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通

知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

- (3) 委託事業終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合がございますのでご協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力を頂く場合がございます。

9. 申請書記載にあたって

申請書記載にあたっては、「記入上の注意」を熟読ください。申請書の提出に際して、「記入上の注意」に添付したチェックリストを必ず使用ください。なお、本事業に必要な書式はすべて「申請書類」に含まれています。

PDF 記入上の注意 (59KB)

PDF 申請書類 (433KB)

WORD 申請書類 (268KB)

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。

それ以降のお問い合わせは、6月16日から7月15日の間に限り下記あてに FAX にて受け付けます。

ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

研究開発推進部 標準化・知財戦略G 山本、菅、小島、橋場

FAX：044-520-5178

E-mail：hyoujun10@nedo.go.jp

平成22年度「戦略的国際標準化推進事業」の公募に係る国際標準化課題について

本公募の国際標準化課題は、社会的ニーズ等を踏まえ、経済産業省が設定した課題を参考として、以下のとおりとします。

(A) 日本の強みを生かして国際標準化を推進するもの

(B) 国民の安全安心を確保するための国際標準化

(C) 消費者保護のための国際標準化

(D) 日本の産業基盤を整備するための国際標準化